

SAGA2024 国スポ・全障スポ嬉野市実行委員会事務局規程

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、SAGA2024 国スポ・全障スポ嬉野市実行委員会会則（以下「会則」という。）第13条第2項の規定に基づき、SAGA2024 国スポ・全障スポ嬉野市実行委員会（以下「実行委員会」という。）の事務局の組織等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 実行委員会の事務局（以下「事務局」という。）は、嬉野市総合戦略推進部 SAGA2024 推進課内に置く。

(所掌事務)

第3条 事務局の所掌事務は、別表第1のとおりとする。

(職員)

第4条 事務局に、別表第2の左欄に掲げる職員を置き、同表右欄に掲げる嬉野市職員をもって充てる。

2 前項の職員（以下「職員」という。）は、SAGA2024 国スポ・全障スポ嬉野市実行委員会会長（以下「会長」という。）が任免する。

(職務)

第5条 事務局長は、会長の命を受け、事務局の事務を統括し、職員を指揮監督する。

2 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

3 事務局職員は、上司の命を受け、事務局の事務に従事する。

(服務)

第6条 職員の服務については、嬉野市職員服務規程（平成18年3月3日訓令第14号）の例による。

第2章 決裁

(決裁事項)

第7条 会長の権限に属する事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 総会及び専門委員会の招集に関すること

- (2) 総会及び専門委員会に付すべき事項に関すること
- (3) 実行委員会の委員等の委嘱等に関すること
- (4) 実行委員会の規程等の制定改廃に関すること
- (5) 前各号に掲げるもののほか、実行委員会の運営について特に重要又は異例であると認められる事項に関すること

(専決事項)

第8条 事務局長が専決できる事項は、別表第3のとおりとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、特に重要又は異例であると認められる事項については、あらかじめ会長の指示を受けなければならない。

(代決)

第9条 会長が不在のときは、会長があらかじめ指名した副会長が代決する。

- 2 事務局長が不在のときは、事務局次長がその事務を代決する。

第3章 文書の取扱い

(文書の記号番号等)

第10条 文書には、「SAGA2024嬉実」の記号及び会計年度による一連番号を付さなければならない。ただし、軽易な文書については、これを省略することができる。

- 2 決裁文書には、次の各号に掲げる決裁区分を表示しなければならない。

- (1) 会長の決裁を受けるもの 会長
- (2) 事務局長の決裁を受けるもの 局長

(文書の保存)

第11条 完結した文書は、事務局において編さんし、事務局次長が別に定める期間保存しなければならない。

- 2 会則第18条の規定により、実行委員会が解散したときは、保存文書を嬉野市へ引き継ぐものとする。

(準用)

第12条 この章に定めるもののほか、文書の取り扱いについては、嬉野市文書規程（平成18年1月1日訓令第5号）の例による。

第4章 公印

(公印)

第13条 実行委員会の公印は、別表第4のとおりとする。

- 2 前項の公印は、事務局長が管理する。

(準用)

第14条 この章に定めるもののほか、公印の取扱いについては、嬉野市公印規程（平成18年1月1日告示第2号）の例による。

第5章 財務

(旅費及び費用弁償)

第15条 職員の旅費の額及びその支給方法については、嬉野市一般職の職員等の旅費に関する条例（平成18年1月1日条例第47号）の例による。

2 実行委員会の委員等が会務のため旅行したときは、その旅費について費用弁償することができる。この場合において、費用弁償の額及びその支給方法については、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成18年1月1日条例第39号）の例による。

(予算)

第16条 事務局長は、会長の指示に基づき、毎会計年度予算を編成するものとする。

2 事務局長は、予算の議決後に生じた理由に基づき予算に変更を加える必要がある場合には、会長の指示に基づき、補正予算を編成するものとする。

(決算)

第17条 事務局長は、毎会計年度終了後、決算を速やかに調整し、証拠書類を添付して会長に提出しなければならない。

2 会則第16条の規定により監査を受けるときは、収支決算書その他の証拠書類を監事に提出しなければならない。

(出納員)

第18条 事務局に出納その他の会計処理をさせるため、出納員を置く。

2 出納員は、事務局次長をもって充てる。

(金融機関の指定)

第19条 現金の出納は、事務局長が別に指定する金融機関を通じて行うものとする。

(準用)

第20条 この章に定めるもののほか、予算、決算、契約、収入、支出その他の財務に関する事項については、嬉野市財務規則（平成18年1月1日規則第41号）の例による。

第6章 補則

(委任)

第21条 この規定に定めるもののほか、事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会

長の承認を得て事務局長が別に定める。

附 則

この規程は、令和2年8月8日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年10月9日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

所掌事務	
(1)	実行委員会の組織、人事、服務等に関すること
(2)	総会及び専門委員会の開催運営に関すること
(3)	実行委員会の事業計画及び事業報告に関すること
(4)	実行委員会の予算及び決算に関すること
(5)	その他、実行委員会の運営に関し必要な事項に関すること

別表第2（第4条関係）

事務局長	SAGA2024 推進課 課長
事務局次長	SAGA2024 推進課 副課長
事務局員	SAGA2024 推進課員

別表第3（第8条関係）

事項	決裁
(1) 申請、届出、通知、照会、回答、報告等に関すること	事務局長
(2) 職員の服務に関すること	事務局長
(3) 事務の分担に関すること	事務局長
(4) 出張命令に関すること	事務局長
(5) 予算の流用に関すること	事務局長
(6) 工事又は製造への請負に関すること	事務局長。ただし1件の見積価格が50万円未満のもの
(7) 物品の購入、賃貸借、修理及び業務委託に関すること	事務局長。ただし1件の見積価格が130万円未満のもの

別表第4（第13条関係）

名称	ミリメートル	書体	使用範囲	管理者
SAGA2024 国スポ・全障スポ 嬉野市実行委員会 会長印	方24	れい書	会長名をもってする 文章	事務局長
SAGA2024 国スポ・全障スポ 嬉野市実行委員会 事務局長印	方21	れい書	事務局長名をもって する文章	事務局長